

投資信託の定時定額買付（投信積立）約款 （銀行口座引き落とし用）

静岡東海証券株式会社

（約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客様（個人のお客様に限ります。）が当社との間で契約する追加型投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）の定時定額の買付取引（投信積立）サービス（以下「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。お客様は本サービスの内容を十分に理解し、お客様の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

（選定銘柄の選定）

第2条 本サービスにおいて、お客様が買付できる投資信託は、当社が選定する投資信託（以下「選定銘柄」といいます。）の自動継続投資とします。

（取引の申込み）

第3条 お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名、押印し、これを当社に提出することによって本サービスを申込みものとします。ただし、申込書に記載する住所ならびに押印する印鑑は、証券取引口座開設申込み時の届出印鑑と同一のものとします。

2 この申込みを当社が承諾したとき、当社は、ただちに累積投資口座（以下「累投口」といいます。）を開設し、お客様は本サービスを利用できます。

3 お客様が本サービスを利用するには、あらかじめ証券取引口座を開設されている必要があります。

（買付選定銘柄の指定）

第4条 お客様は、選定銘柄の中から、本サービスにおいて買付を行う1以上の銘柄を指定し、当社所定の方法により買付を申込みものとします。（以下お客様の指定された投資信託を「指定銘柄」といいます。）

2 お客様は、前項にあたり、事前に当社が交付する当該指定銘柄の契約締結前交付書面（目論見書および目論見書補完書面）を確認し、その内容についてご理解いただくこととします。

（買付代金の払込方法の指定）

第5条 当社は、指定銘柄の買付代金について、お客様の指定された払込金額を、お客様ご指定の銀行口座（都市銀行等の金融機関の預金口座（以下「指定預金口座」といいます。））から自動引き落としさせていただきます。

2 1銘柄あたりの払込金の額は、1千円以上かつ1千円単位の金額とします。

（買付の方法）

第6条 当社は、お客様からの指定銘柄の買付に係る払込金をもって、当該指定銘柄の買付を各

目論見書の記載に従って以下のとおり行います。

- (1) 当社はお客様から払込金の入金を確認した場合、原則として毎月 27 日（休業日の場合はその翌営業日）に指定銘柄の買付の申込みがあったものとして取扱います。
 - (2) 指定銘柄の買付価額は、当該指定銘柄の「目論見書」に記載する取得日の価額とします。
 - (3) 指定銘柄に販売手数料がある場合は、目論見書に記載又は当社が別に定める手数料およびこれらに対する消費税相当額を加えた価額になります。したがって、払込金の中から販売手数料および消費税相当額を徴収させていただきますので、払込金額の全額が指定銘柄の買付に充当されるわけではありません。
- 2 前項にかかわらず、指定銘柄の委託者が買付の申込の受付を中止または取消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能になった日に買付を行います。

（果実の取扱いおよび返還について）

第7条 選定銘柄の果実の取扱いおよび返還については、各選定銘柄の目論見書および取引約款等に従うものとします。

（取引および残高の通知）

第8条 当社は、本サービスによる取引明細および残高明細の通知を取引残高報告書等により行います。

（申込内容の変更）

第9条 お客様は、当社所定の手続きにより本サービスの申込み内容の変更を行うことができます。

（買付の停止）

第10条 当社は、第6条にかかわらず、買付の際に、第5条に定める金銭の払込みがないなどお客様が指定された買付金額に満たない場合、または、お客様が買付の申込みを中止、取消された場合は、本サービスでの買付は一切行わないこととします。

（選定銘柄の除外）

第11条 選定銘柄が以下のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託を選定銘柄から除外することができるものとします。なお、この場合には、お客様に遅滞なく通知するものとします。

- (1) 当該投資信託が償還されることとなった場合もしくは償還された場合
- (2) 選定銘柄の買付口数が当社の定める口数以下となった場合
- (3) その他当社が必要と認める場合

（他の規定等の準用）

第12条 この約款に定めのない事項については、「証券総合取引約款」、「累積投資取引約款」、「投資信託受益権振替決済口座約款」、および指定銘柄の「目論見書」等の規定により取扱うものとします。

(解 約)

第13条 本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- (2) お客様が当社の証券取引口座を解約された場合
- (3) お客様の指定銘柄が第11条の規定にしたがい選定銘柄から除外され、他の指定銘柄の申込みがされていない場合
- (4) お客様が第14条に定める本約款の変更に同意されない場合
- (5) 当社が本サービスの解約を申し出た場合
- (6) 当社が本サービスを営むことができなくなった場合

(本約款の変更)

第14条 本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは変更されることがあります。

- (1) 変更の内容がお客様の従来の権利を制限し、または新たな義務を課することになる等、重要な変更があった場合には、その内容を通知します。
- (2) 上記にかかわらずその内容が軽微な変更であった場合は、当社の定める方法でお知らせします。
- (3) 本約款の条項中、当社から諾否の回答期限を定めて変更の申入れがあった場合において、お客様が所定の期間中に異議の申し出をしなかったときは、その変更に同意していただいたものとさせていただきます。

以 上

平成 29 年 12 月 1 日現在